

政策法務ニュースレター

* 現場の課題を解決するルールを創造するために *

2007.5.31 VOI. 4 - 1

本号の内容

政策法務概論（鈴木教授講演）

行政手続のしくみ～法と条例の自治体への適用関係～

重要判例～弁明の機会の付与の手続を執らずに行われた不利益
処分の取消請求事件

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎 6 F

電 話 043 - 223 - 2157

F A X 043 - 201 - 2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務概論

～ 鈴木庸夫教授（千葉大学法科大学院）による政策法務委員会での講演 ～

政策法務アドバイザーである鈴木教授（千葉大学法科大学院）が、平成19年度第1回政策法務委員会（4月23日開催）において、政策法務の概要について行った講演の内容をご紹介します。

1 法律は住民の安全や幸福を守るためのものとなっているのか

- 改正前の住民基本台帳法においては、「氏名、住所、性別、年齢」の4つの情報について誰でも簡単に閲覧することができた。2004年にこの制度を悪用して少女に暴行するという事件が発生したが、この事件を契機にして、閲覧を限定した内容で住民基本台帳法が改正された。
- 法律が本当に住民の安全や幸福を守るためのものとなっているのか、自治体において改めて考え直してみなければいけない。
- 先進的な自治体は、住民の安全を守るために、法律を独自に検証した上で、閲覧を限定的にする内容の条例を制定している。
- 時代や状況に合わなくなっている法律がある場合に、自治体独自で住民の人権を保障するための解釈運用や条例制定が必要になるのである。

2 全国画一的な基準による行政の破綻

- 1997年に建築基準法が改正されて、民間機関（指定確認検査機関）が建築確認を行うことができるようになった。民間機関が建築確認すると特定行政庁に通知することとなるが、通知されるのは建築概要書3枚程度であり、これでチェックすることは不可能である。立法の過誤ではないかと思われるが、最高裁では責任は国ではなく自治体にあるとの判断を示している。
- その後、建築基準法が改正されたが、結局、二重にチェックするだけとなり、未だ問題が残っている。
- また、保育所の民営化をめぐる提訴された事例もあるが、これは、父兄と十分に話し合いをしなかったということで横浜市が敗訴したものである。自治体は、指定管理者制度が導入され、管理委託ができないものとしてこの制度に飛びついてしまった

ホームページでバックナンバーを見ることができます

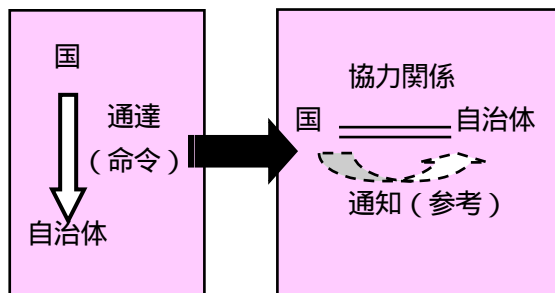
↓ ↓ ↓

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/abunsoy/seihou/letter/>

が、性急に指定管理者制度を導入するのではなく、民営化のメリットやデメリットを十分に検証すべきであった。

3 機関委任事務制度の廃止

- 2000年の第一次地方分権改革の目玉は機関委任事務制度を廃止したことである。これは、通達制度の廃止を意味している。
- 通達というのは上級行政庁から下級行政庁に対する命令である。通知はあくまでも参考意見であり、これをどう受け止めるかは各自治体の判断となる。



4 自治体は政策主体

- 自治体は法を機械的に執行するのではなく、独自に解釈し、政策的に執行ことが求められる。
- 必要性や効率性を考えた上で、どこに重点を置くのかを考え、決定していくのがまさに政策である。そして、法務というのは条例制定、解釈、訴訟を考えることである。
- 自治体は独自の公共的な課題について独自の政策を立案し、そのためのルールを作ることが必要となる（千葉県では、いわゆる残土条例、安全安心条例、障害者条例などが挙げられる。）。
- 地方分権は、全国一律の制度の穴を埋め、地域独自の課題を解決するために国を先導するようなルールを作っていくことを可能にするのである。

5 政策法務の領域

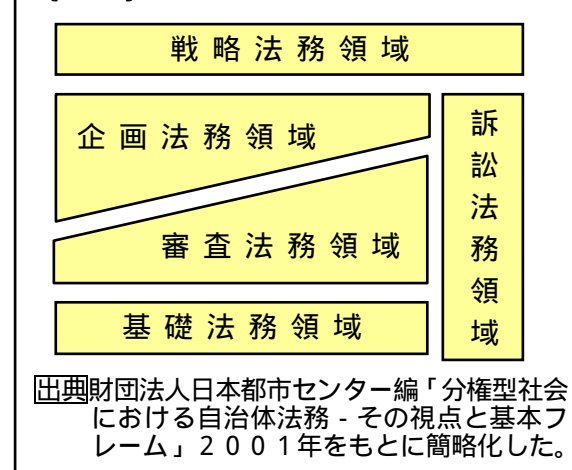
- 政策法務の領域としては、立法法務、解釈運用法務、争訟法務がある。
- 特に解釈運用法務を行うに際しては、自

治事務、法定受託事務のいずれについても最終的にはその自治体が責任を持つということを踏まえることが大事である。

まとめに代えて 政策法務とは何か

- 自治体が独自の政策的見地からの立場で、立法、解釈運用、争訟を行うことが大事である。
- 立法法務では、立法事実（条例の必要性を基礎付ける具体的な事実の積み上げ）が大事である。
- 住民の人権保障はもちろん大切であるが、ときに利害が衝突することがある。例えば、監視カメラを設置する場合、プライバシーの問題がでてくる。バランスのよい（＝配分的正義、比例原則による）利益調整を行うことが求められるのである。
- 種々の価値判断を含んだ政策の枠組み（フレーム）を考えることが必要となる。
- 次に、許可制、行政指導、計画手法など手段の選択の問題がある。
- 行政の仕事は補完性の原理が働く。補完の部分で行政がどこまでやるのかが問題となる。
- 住民側からの参加の要求が強くなっている中で、だれが、いつ、どのように参加してまとめていくのかという手続的な公正さが重要である。
- さらに、できるだけ決定過程は明らかにしたほうが良いという、説明責任も重要である。

（参考）自治体活動の性質別の領域区分



行政手続のしくみ

～法と条例の自治体への適用関係～

○行政手続法と行政手続条例の適用関係

行政手続に関して、「行政手続法」と「千葉県行政手続条例」がありますが、どの場合に法が適用になり、どの場合に条例が適用になるのでしょうか？

↓↓↓

行政手続法と行政手続条例の適用関係は次の表のようになっています。

行政手続法は、**地方公共団体が条例又は規則に基づいて実施する処分及び届出**、**地方公共団体が行う行政指導**については適用除外とされています。この部分については行政手続条例が適用になります。

主 体	根 拠	申請に対する 処分	不利益処分	行政指導	届 出
国	法 令	手続法	手続法	手続法	手続法
県	法 令	手続法	手続法	手続条例	手続法
	条例・規則	手続条例	手続条例	手続条例	手続条例
	要 綱			手続条例	

申請に対する処分...許認可等を求める申請に対し、諾否の応答をする処分

不 利 益 処 分...許認可の取消し等、特定の者に対し、義務を課したり権利を制限したりする処分

○意見公募手続における適用関係

平成18年4月に施行された改正行政手続法は、新たに意見公募手続に関する第6章を設け、法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針について原則として30日以上意見提出期間を定めて広く一般の意見を求める意見公募手続を行政機関に求めています。

しかし、地方公共団体については、改正行政手続法第3条第3項によって第6章は適用除外となっています。この部分は、第46条による地方公共団体の必要な措置を講ずる努力に託されており、各自治体での対応が求められています。

政策法務ニュースレターのVOL.2-4、3-1、
3-2において、改正行政手続法の解説を連載して
います。併せてぜひご覧ください！

弁明の機会の付与の手續を執らずに行われた不利益処分の取消請求事件

< 長野地裁平成 17 年 2 月 4 日 >

行政手續
の重要性

不利益処分をしようとするときは
意見陳述手續が必要です!!

基礎知識

行政手續法では、不利益処分をするにあたって、処分の相手方に自らの防御権を行使する機会を与えるため、意見陳述手續を踏むことを行政庁に求めています（13条）。

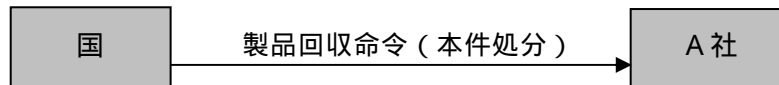
- 重い処分するとき（1項1号）→ 聴聞
- 軽い処分するとき（1項2号）→ 弁明の機会の付与

詳しい区分は各条文をご覧ください

概要と争点

A社は医療機器類などの製造・販売等を行っている会社です。国は、A社が扱っている製品は薬事法上の「医療用具（医療機器）」に該当するとして、製品の回収を命じる処分（本件処分）を行いました。この処分の際、弁明の機会の付与の手續は執りませんでした。

これに対し、A社は、弁明の機会の付与の手續が執られなかったことなどから本件処分は違法であると主張して、本件処分の取消しを求める訴えを起こしました。



主な争点は、弁明手續を執らずに行われた不利益処分の適法性についてです。

判決のポイント

「弁明の機会の付与の手續に違反する瑕疵が存する場合、殊に弁明の機会を付与しなかった場合には、その瑕疵は手續全体の公正を害するものとして、その処分要件（実体的要件）を満たしているか否かにかかわらず、当該行政処分も違法となり、取消しを免れないものと解すべきである。」

国は、本件処分は「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため意見陳述のための手續を執ることができないとき」（行政手續法13条2項1号）に該当すると主張しましたが、判決では「弁明手續を省略しなければ公益の確保に重大な支障が生じるとまでは認められない」とされました。

実務での注意点

この判決では、A社の扱っていた製品は薬事法上の「医療用具（医療機器）」に該当するか？という処分要件についての判断をするまでもなく、行政手續法違反をもって本件処分は違法であり取消すべきと判断されました。

不利益処分を行うにあたっては、処分の内容はもちろんですが、その手續についてもよく検討し、適正に行うことが必要です。

判決原文は、裁判所のホームページをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/3A234E5B62A0555249257129003BE4C1.pdf>